省令

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十三条第一項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月三十一日

総務大臣　寺田　稔
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　野村　哲郎
経済産業大臣　西村　康稔
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣臨時代理
国務大臣　秋葉　賢也

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部を改正する省令

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令（平成二十九年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「10」を「15」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○法務省、経済産業省令第二号

産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）の規定に基づき、産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令の一部を改正する省令を定める。

令和四年八月三十一日

法務大臣　葉梨　康弘
経済産業大臣　西村　康稔

産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令の一部を改正する省令

産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令（令和三年法務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電子提供措置） **第九条**　産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号。以下「令」という。）第二十三条の規定により読み替えて適用する会社法第三百二十五条の三第一項第一号の経済産業省令・法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　第三条各号に掲げる事項 二　場所の定めのない株主総会の招集の決定の時における第一条第二号及び第三号の方針の内容の概要 2　令第二十三条の規定により読み替えて適用する会社法第三百二十五条の四第二項の経済産業省令・法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　第三条第一号及び第二号に掲げる事項 二　株主が場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信をするために必要な事項 三　場所の定めのない株主総会の招集の決定の時における第一条第三号の方針の内容の概要 3　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めるものについて準用する。 一　第一項　令第二十三条の規定により読み替えて適用する会社法第三百二十五条の三第一項第一号（同法第三百二十五条の七において準用する場合に限る。）の経済産業省令・法務省令で定める事項 二　前項　令第二十三条の規定により読み替えて適用する会社法第三百二十五条の四第二項（同法第三百二十五条の七において準用する場合に限る。）の経済産業省令・法務省令で定める事項	［新設］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和四年九月一日から施行する。